

## 三島税務署による確定申告会場

☎ 三島税務署 055-987-6711  
 🌐 国税庁 HP <https://www.nta.go.jp>

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の申告会場です。

とき／2月16日(木)～3月15日(水)

9時～17時  
 ※土・日・祝日を除く

ところ／三島商工会議所 1階TMOホール

※三島会場への入場には「入場整理券」が必要です。会場での入場整理券の配布は16時までです。

※16時よりも早く当日分の配布が終了する場合があります。入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。

※「入場整理券」はLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行または三島会場での当日配布の2通りで配布されます。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。



▲国税庁  
 LINE公式アカウント

## 自宅でパソコン・スマートフォンから確定申告ができます

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、作成・送信が可能です。なお、スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額などが自動で入力されるほか、1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成可能になります。

### ● e-Tax をご利用ください

マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税などのデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大を予定しています。スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。



☎ 三島税務署 055-987-6711 ▲ e-Tax 申告はこちら

※期間中、三島税務署内には確定申告会場を設けていませんのでご了承ください。

※三島商工会議所の駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

※住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人の説明会を2月13日(月)～15日(水)に開催します。申告書の作成から提出まで行いますので、必要書類を確認の上、会場へお越しください。

### 持ち物／

- マイナンバーカードもしくは本人確認書類
- ※マイナンバーカードの場合、発行時に設定した次のパスワードが必要です。
  - ・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
  - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- そのほか、必要書類を確認の上、会場へお越しください。

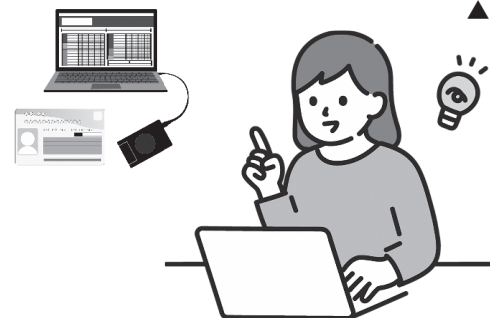
## 各会場への来場について

### ● 感染症対策にご協力をお願いします。

- マスクを着用してご来場ください。手指アルコール消毒液をご利用ください。
- 市の相談会場では、確定申告書に税務署の受付印を押印できません。
- 市の相談会場では、呼出番号や混雑状況をスマートフォンなどからご確認いただけるようにする予定です。詳細は市HPをご覧ください。



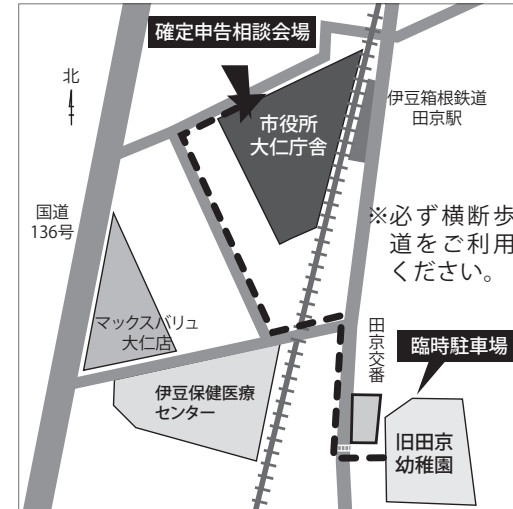
▲市HP



令和4年分

# 所得税の確定申告

☎ 税務課 055-948-2918



- とき／
- 【還付申告相談会】  
2月7日(火)～10日(金)
  - 【確定申告相談会】  
2月16日(木)～3月15日(水)  
(土・日・祝日を除く)
- 来場受付時間
- 午前の部 8時～11時(人数制限あり)
  - 午後の部 8時～16時
  - ※番号札を配布します。
- 申告書作成時間
- 午前の部 9時～
  - 午後の部 13時～
- ところ／  
 大仁庁舎2階 第1会議室

- 持ち物／
- マイナンバーカード、本人確認書類
  - 給与・公的年金・配当などの源泉徴収票(配偶者控除や扶養控除を受ける場合、配偶者や扶養親族の所得がわかるものも必要です)、収支内訳書
  - 所得控除などの証明書類(社会保険料、生命保険料、地震保険料など)
  - 本人名義の口座番号がわかるもの
  - 昨年の確定申告書、収支内訳書の控えなど
- 市の会場で申告ができる人(例)／
- 給与や公的年金などの所得がある人(譲渡所得は除く)
  - 2力所以上から給与の支払いを受けている人
  - 給与所得者または公的年金所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人(年末調整後に控除の追加をする人も含む)
  - 給与所得者で、年の途中で退職して年末調整をしていない人
- その他／
- 市では、青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税および地方消費税の申告相談はできません。三島税務署が開催する申告会場をご利用ください。(17ページ参照)
  - 各種控除の詳細、計算式、持ち物などについては、国税庁や市のHPをご覧ください。いただくか、問い合わせください。

- 市・県民税の申告について  
 期間中は、市・県民税の申告も大仁庁舎相談会場へお越しください。期間中、税務課(伊豆長岡庁舎)では、記載済みの申告書提出のみ受け付けます。
- 【市・県民税申告が必要な人】  
 ○令和4年中に所得がなかった人  
 ※令和4年に所得がない場合でも国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金などの行政サービスを受けるためには申告が必要です。また、所得・税金に関する各種証明書を必要とする場合も申告してください。
- 医療費控除の適用を受けるには  
 「医療費控除の明細書」や「医療費通知」の提出が必要になります。ご自宅で作成の上、ご来場ください。申告会場では領収書の提示や提出は不要です。領収書は5年間保存してください。
- 事業所得・農業所得・不動産所得を申告する人へ  
 収支内訳書(経費の内訳)をあらかじめ計算の上、ご来場ください。